

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (京都林務事務所)	35
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	36

公 告	
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	〃
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)	37
○都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所、山城南土木事務所、南丹土木事務所)	38
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所、山城南土木事務所)	39
○都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所、山城南土木事務所)	39
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所、南丹土木事務所)	40
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所)	〃
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所、南丹土木事務所)	〃
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	41
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所)	42

告 示

京都府告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
京都市右京区京北周山町東山7の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府京都府林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその関係書類を閲覧することができる。〕

京都府告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
京都市右京区京北明石町明石谷23の1 (次の図に示す部分に限る。)、23の2
- 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南山城村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

南山城村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南山城村役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

久御山町から宇治都市計画地区計画（久御山町市田・林・佐古地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



久御山町から宇治都市計画地区計画（久御山町東一口モタレ・市田南観世地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画地区計画（南田辺西地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



亀岡市から南丹都市計画地区計画（篠町夕ヶ丘西地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



亀岡市から南丹都市計画地区計画（篠町篠洗川地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



南丹市から南丹都市計画地区計画（城南町下サメ川地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



南丹市から南丹都市計画地区計画（園部I C北地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



宇治市から宇治都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



城陽市から宇治都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律

100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



久御山町から宇治都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



井手町から宇治都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



八幡市から綴喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律

第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



精華町から相楽都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



亀岡市から南丹都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



南丹市から南丹都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



宇治市から宇治都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法

律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



久御山町から宇治都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



八幡市から綴喜都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



精華町から相楽都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法

律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



南丹市から南丹都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



宇治市から宇治都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



久御山町から宇治都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



井手町から宇治都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第

100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



精華町から相楽都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



宇治市から宇治都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



城陽市から宇治都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法

(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



井手町から宇治都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



精華町から相楽都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第

100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



久御山町から宇治都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画下水道(京田辺市公共下水道)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



亀岡市から南丹都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



南丹市から南丹都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第

100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



城陽市から宇治都市計画地区計画(東部丘陵地長池地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



城陽市から宇治都市計画地区計画(東部丘陵地青谷地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



久御山町から宇治都市計画地区計画(久御山町東一口東島・モタレ地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



八幡市から綴喜都市計画地区計画(内里・上奈良地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計

法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



八幡市から綴喜都市計画地区計画(戸津地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画地区計画(京田辺松井インター東地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画地区計画(多々羅地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



精華町から相楽都市計画地区計画(精華台地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法

(昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



精華町から相楽都市計画地区計画(学研狛田東地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



亀岡市から南丹都市計画地区計画(篠町篠牙ケ尾地区)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年1月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 福知山市字戸田小字安町45の3
 (関連区域)
 福知山市字戸田小字安町45の6の一部、1236の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 福知山市石原四丁目152 ホワイトカメラ201号
 岩見 哲平
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 京田辺市薪西窪40の一部、43の1、44の1、45の

- 1、46の4
 (関連区域)
 京田辺市薪西窪41の2の一部、43の2の一部、44の2、45の2、薪小山29の2の一部、31の7の一部、31の8の一部、31の9の一部、55の2の一部、56の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
 大阪市北区大淀中一丁目1の88
 積水ハウス株式会社